

政令第 号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令
内閣は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第号）の施行に伴い、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第六項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号及び第二項、附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号並びに附則第八条中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中央新幹線の建設に係る貸付金の貸付け）

第八条の二 法附則第十一条第一項第四号に規定する建設主体は、同号の規定による貸付金の貸付けを受

けようとする場合には、当該貸付金の借入れの効果その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

附則第九条第一項中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同条第三項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改める。

附則第十一条第二項中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第二条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第二項第一号中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、中央新幹線の建設に係る貸付金の貸付けに関し必要な事項を定める等の必要があるからである。